

第四号の二の二書式（第十七条の十五関係）（A4）
（表面）

工事監理報告書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

平成28年2月24日

一級建築士

一級建築士事務所登録

愛知県知立建設事務所長 殿

建築物の名称及び所在地	公園緑地整備交付金事業費の内 (仮称) 油ヶ淵水辺の学習館建築工事監理業務委託			
工事種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
建築確認番号	H26 計認建指 212-00044 号			
建築確認年月日	平成 26 年 7 月 15 日			
工事期間	平成 27 年 2 月 25 日から平成 28 年 3 月 20 日			
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
	H27.11.24	土台伏図 梁伏図 軸組図 接合部詳細図	<ul style="list-style-type: none"> 一部木材の製材から集成材の変更 部分的に屋根垂木サイズ変更 構造用合板の開口サイズの変更 	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
	H27.5.13	PHC杭	杭伏図	現地立会い 納入書
主要な工事が設計図書のとおりに行われていることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
	H27.6.23	杭芯	杭伏図	現地計測

H27.12.8 工事打合せ簿への意見書

番号	意見	参考
<p>1) a 埋め込み 位置</p>	<p>（以下意見内容がぼやけて見えない）</p> <p>■手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンカーセットの大部分でアンカーボルト位置ずれが発生しているため、「計画変更通知」が必要となる可能性が大である。 ・アンカーボルト孔の大部分を変更する場合、変更する前に愛知県建築指導課（以下建築指導課）へ「変更調書」により、計画変更となるか、軽微な変更であるかの事前協議を行う必要がある。この場合に必要な書類は、「変更調書、孔位置の変更前後図」である。この変更調書作成前には、施工者より「指示協議書、孔位置の変更前後図」の提出を受けて施工協議を行い、発注者及び監理者が変更可能との判断となれば「変更調書」の手続きに入る。 	<p>H12 建告 1456 号</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・「変更調書」の手続きの結果、建築指導課より「軽微な変更」との事であれば、「記載事項変更届」を提出した後、孔の位置を変えた施工図を基に現場へアンカーセットを行う。 ・「変更調書」の手続きの結果、建築指導課より「計画変更通知」が必要との事であれば、「計画変更通知」の申請手続きに入る。この際、手続き期間中は現場施工を進めることができない。計画変更後の「確認済証」が発行された後に、孔の位置を変えた施工図を基にベースプレートの加工を行う。 ・どちらにしても、施工者より事前の施工協議が必要であるが、今回はこの協議は一度もなく、施工後に「孔の位置を変える」との事後協議である。 <p>■建築士法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人は一級建築士である。その建築士が「現場実測した位置に孔あけ位置をあわせる内容で対応できる」と取り立てて検討・解決する必要はなく、検討すべき事案ではないと主張し設計者の承諾を求めずに設計図書に規定するアンカーボルトの位置変更を計画している。これは建築士法第 19 条の無断設計変更にあたる建築士法違反である。 	<p>建築士法第 19 条 (設計の変更)</p> <p>一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、他の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該一級建築士、二級建築士又は木造建築士の承諾を求めなければならない。ただし、承諾を求めることのできない事由があるとき、又は承諾が得られなかつたときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。</p>
--	--	---